

答 申 第 560 号

第 1 審議会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が行った、第 2 に掲げる審査請求（以下「本件審査請求」という。）の対象となる保有個人情報が存在しないことを理由として行った非開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

- 1 令和 4 年 2 月 28 日、審査請求人は、名古屋市個人情報保護条例（平成 17 年名古屋市条例第 26 号。以下「旧条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次の個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

名古屋市が審査請求人に平成○年○月○日に交付した敬老パス及び更新履歴（以下「本件保有個人情報」という。）

- 2 同年 3 月 10 日、実施機関は、本件開示請求に対して、次の理由で本件処分を行い、その旨を審査請求人に通知した。

名古屋市が審査請求人に平成○年○月○日に敬老パスを交付した事実はなく、開示の対象となる文書が存在しないため。

- 3 同年 4 月 4 日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張

- 1 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消すとの裁決を求める。

- 2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論意見書及び口頭による意見陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 名古屋市交通局が○年(平成○年)○月○日に請求者に交付した「ICカード利用期間」の書類には、平成○年○月○日に現金 5,000 円が○○駅で納付されていることが記録されている。この 5,000 円は敬老パスの更新に必要な負担金であり、敬老パスを交付した事実を示している。

- (2) 「ICカード利用明細」を見れば、券売機に明示された負担金 5,000 円を

平成○年○月○日に納付し、その使途も敬老パスで利用できる名古屋市交通機関であることから、負担金が敬老パスの更新目的であることは明白である。

(3) 平成○年○月○日から平成○年○月○日までの期間に敬老パスと表示されたパスを利用して、幾度となく名古屋市交通機関を利用した。このことは「ICカード利用明細」に記録されていないが、平成○年○月○日に敬老パスが更新された故に敬老パスを利用できたのではないか。

(4) 平成○年○月○日の期限更新手続きは、平成○年○月○日に交付された敬老パスを販売機に挿入し、負担金 5,000円を納付して行っているので、挿入したパスが敬老パスであることを示している。それゆえ名古屋市の主張には無理がある。

(5) 問題視するのは、期限更新の負担金として納付した 5,000円がICカードにチャージされて期限更新の手続きができなかったことである。

(6) 令和○年○月○日に、名古屋市交通局が、私に平成○年○月○日に提示したICカード利用期間には、5,000円を支払っていることが記録されていることを通知している。この金額は名古屋市の案内に基づいており、券売機による敬老パス更新において、券売機に表示された金額である。負担金を納付すると、券売機から敬老パスを表示されたカードが提示されて、○月○日以降、従来の経路活動より利用した。ところが○月○日に利用できなくなった。

(7) 券売機による敬老パスの期限更新手続きの導入は必要であるが、券売機の誤作動で負担金がマナカに流用されることがあるならば、市はこのことを認識していたはずで、利用者の起因にすることは、無理がある。利用者に不利益の起因の説明を行うとともに、被った不利益を補填すべきである。

第 4 実施機関の主張

実施機関の弁明はおおむね次のとおりである。

- 1 期限更新の履歴については、実施機関が管理運営する福祉総合システム（以下「システム」という。）にて一元的に管理を行っており、実施機関が、本件処分を行うに際し、同システムから審査請求人の期限更新の履歴を確認したところ、実際に期限更新が行われたのは平成○月○日であり、平成○月○日に期限更新の履歴はなく、期限が更新された敬老パスの交付を審査請求人が受けた事実はない。

- 2 交通局に確認したところ、地下鉄駅の券売機において、期限更新を行った際に、一部負担金として現金 5,000円を支払った場合、ICカードに現金がチャージされたものではないため、期限更新の履歴は、「ICカードご利用明細」には記載されないとのことであった。
- 3 また、「ICカードご利用明細」に現金 5,000円が〇〇駅で納付されていることが履歴として記載されている場合、その履歴は、平成〇月〇日に期限更新が行われたことを示すものではなく、現金 5,000円がICカードにチャージされたことを示すものであるとのことであった。

第 5 審議会の判断

1 争点

実施機関が本件保有個人情報をも存在とした本件処分の妥当性が争点となっている。

2 答申に当たっての適用条例について

名古屋市個人情報保護条例（令和 4年名古屋市条例第56号。以下「新条例」という。）が令和 5年 4月 1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審議会は、新条例附則第 2条第 2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

3 旧条例の趣旨等

旧条例の目的は、第 1条に規定しているように市民の基本的人権の保護及び市政の適正かつ円滑な運営の確保に寄与しようとするものである。そして、このような目的を達成するためには、市が保有する自己の個人情報は、開示が原則とされている。

したがって、当審議会は、この旧条例の原則開示の理念に立って、旧条例を解釈し、本件事案を判断する。

4 本件保有個人情報について

審査請求人が開示を求める保有個人情報は、平成〇月〇日に審査請求人が交付を受けた敬老パス及び敬老パスの更新履歴である。

(1) 敬老パス事業について

敬老パス事業は、市バス・地下鉄等に使用できる敬老パスを交付することにより、高齢者の社会参加を支援し、もって高齢者の福祉の増進を図ることを目的として、交付を希望する65歳以上の市内居住者に対して、その申請に基づき、一部負担金の納付を受けて交付しているものである。

(2) 敬老パスの期限更新について

敬老パスの有効期間は 1年間であり、敬老パスの交付を受けた者は有効期間が満了する原則29日前以降、任意の時期において、自身で敬老パスの期限更新の手続きを行い、期限が更新された敬老パスの交付を受けることが可能となっており、期限更新の手続きは、市営地下鉄駅、区・支所又は市内郵便局において行うことができる。

(3) 敬老パスの期限更新の履歴について

期限更新の履歴は、実施機関が管理運営するシステムにて一元的に管理されている。

5 本件処分の妥当性について

(1) 審査請求人は、平成〇月〇日に敬老パスの期限更新を行い、期限が更新された敬老パスの交付を受けた旨を主張しているため、この点について判断する。

(2) 実施機関は、審査請求人の主張に対し、以下のとおり説明している。

ア 上記第 4の 1のとおり、システムには平成〇月〇日に審査請求人が敬老パスの期限を更新した履歴は残っていない。

イ 上記第 4の 2及び 3のとおり、審査請求人が主張する「ICカードご利用明細」にある 5,000円の記録は、敬老パスを更新した事実を示すものではなく、現金 5,000円がICカードにチャージ（入金）されたことを示している。

(3) また、当審議会が実施機関に確認したところ、システムの他に審査請求人が敬老パスの更新を行った記録の存在は認められなかった。

(4) 以上を踏まえると、平成〇月〇日に敬老パスを交付した事実はなく、開示の対象となる保有個人情報には存在しないとする実施機関の説明に特段不合理な点があるとは言えず、これを覆すに足る事実も認められない。

6 審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも当審議会の結論に影響を及ぼすものではない。

7 上記のことから、「第 1 審議会の結論」のように判断する。

第 6 審議会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 4年 5月10日	本件審査請求に係る諮問書の受理
6月 2日	本件審査請求に係る弁明書の受理
7月 8日	本件審査請求に係る反論意見書の受理
令和 5年12月15日 (令和 5年度第 9回)	調査審議
令和 6年 1月19日 (令和 5年度第10回)	調査審議 審査請求人の意見を聴取
2月16日 (令和 5年度第11回)	調査審議
3月15日	答申